

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>

平成22年7月吉日

<発行者>

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

理事長 蟹江鎌一

※組合仮事務所

日進市赤池一丁目3002番地

福岡ビル2階

Tel. (052) 807-3126

「区画整理だより発行にあたって」

理事長 蟹江 鎌一

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

区画整理だよりの発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

すでに皆様方におかれましては、ご承知のとおり、本組合事業は、平成22年3月12日に愛知県知事より組合設立の認可を得、3月28日に第1回総会を開催し、組合を運営するのに必要な役員の選任・諸規程の制定・平成22年度収支予算の決定等の議決をいただきました。

また、4月8日開催の第1回役員会において、正副理事長及び各職務分担を定めましたので、ご報告させていただきます。(2頁参照)

顧みますと、平成18年11月の発起人会の結成以来、日進市をはじめ愛知県等各方面の関係機関との協議や検討を重ねてまいりました。

行政機関等からのご指導及び組合員の皆様のご理解とご協力により区画整理事業をスタートすることが出来、これもひとえに皆様方のおかげと、関係各位に深く感謝申し上げます。

さて、今年度の予定といたしましては、主に来年秋頃の仮換地指定に向けた、換地設計や土地評価等の作業を進めてまいります。

また、このたび皆様方の土地利用に関する意向をお聞きし、換地設計の参考にさせていただくために、土地利用アンケートを実施させていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりにあたり、今後とも役員一同、早期の事業完了に努力してまいりますので、組合員の皆様の一層のご理解とご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

◇ 目 次 ◇

- ・ 区画整理だより発行
にあたって … 1
- ・ 役員の各職務分担 … 2
- ・ 総代の就任
- ・ 航空写真 … 3
- ・ 組合仮事務所開設
のご案内 … 4
- ・ 組合からのお願い

写真：第1回総会



役員各職務分担

理事長	蟹江 鎌 一	
副理事長	山田 諄 司	
//	近藤 俊 典	
理事	近藤 了 資	庶務・会計担当主任
//	山田 茂	設計・工事担当主任
//	福岡 憲 三	設計・工事担当、補償移転・換地担当主任
//	小池 務	設計・工事担当
//	(株)中立製作所	庶務・会計担当
	浅賀 昭 伸	
//	福岡 馨	設計・工事担当
//	山田 秀 雄	庶務・会計担当
※	理事全員	補償移転・換地担当を兼務

監事	福岡 鎮 男	代表監事
//	蟹江 栄 吾	
//	藤江 強	

総代の就任

平成22年6月22日に総代選挙が執行され、7月1日付けにて、下記の総代35人の就任が確定しましたので、ご報告させていただきます。

蟹江勝好	早川悦央	川村英治	小池勝好	小池設夫
早川一三	蟹江信男	蟹江 均	蟹江吉弘	川村栄治
小池一成	小池 亘	地福幸二	鬼頭信男	山田克己
山田雄志	鬼頭恒三	小池 誠	酒井紀子	杉浦蔦枝
鈴木安雄	鈴木喜博	新美直樹	早川伸行	早川義隆
早川良三	福岡 鋼	福岡 進	福岡積治	水谷修三
宮崎俊男	山田達也	山田秀和	山田督昌	山田陸治

(順不同・敬称略)

日進赤池箕ノ手地区周辺 航空写真



撮影：平成22年3月

組合仮事務所開設のご案内

組合仮事務所を開設しましたので、ご案内申し上げます。

住所 日進市赤池一丁目3002番地 福岡ビル2階（喫茶ニューレット2階）

電話 052（807）3126

執務時間 平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）

※ 誠に恐縮ですが、指定駐車場がありませんので、周辺のコインパーキングをご利用願います。



組合からのお願い

住所変更された方へ

皆様への通知・案内文書を送付する都合もありますので、転居等により住所変更された方は、住民票の写しを組合へ提出して下さい。（申請書類は組合にありますので、お問い合わせください）

土地の名義等を変更された方へ

地区内の土地で下記のような行為をなされた方は、組合にその土地の『登記事項証明書』を必ずご提出下さい。（申請書類は組合にありますので、お問い合わせください）

- | | |
|---------------------|--|
| ① 売買されたとき。 | ④ 複数名義から単独名義になったとき。 |
| ② 贈与、相続されたとき。 | ⑤ 合筆、分筆されたとき。 |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき。 | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があった場合
（但し、抵当権のみの変更は除く） |

土地の立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。 立入時間：日の出より日没まで

土地区画整理法第76条申請について

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思います。（申請書類は組合にありますので、お問い合わせください）